

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0088

目次

- 一 政治部に關係して指令の數  
二 公務從事に適てない者を公職から除去する件  
三 或種の政党政治的結社協會及其他團體の廢止の件  
四 議會の審議經過の報告状況  
五 年金及恩給に関する件  
六 救濟用物資に関する件  
七 上水道の衛生に関する件  
八 有害飲料食物等取締に関する件  
九 上水道の衛生に関する件  
○ ① 進駐軍による爆破作業及び瓦に類する事項により危  
害を受けた者に対する援護に関する件  
一 民間武器回収問題  
一二 原奪已沒收及報告問題  
一三 聯合軍將弁による邦人被害の賠償問題  
一四 神寺國有地に關する件  
一五 金行等に關する件  
一六 神官神職恩給に関する件  
一七 各省管轄機械等に対する敵職員審査適用の件  
一八 復員廳設置  
一九 復員狀況  
二〇 猶海狀況  
二一 宣傳用出版物の押收問題  
二二 聯合軍令人に依らず不法行為  
二三 聯合軍に对于する邦人の不法行為  
二四 敵職員の過格審査に関する件  
二五 科學步外聯絡會に関する件  
二六 鮮、台、華人に對する取締

48 47 48 44 42 40 36 29 24 23 22 22 21 18 17 15 9 8 7 6 5 5 4 3 2 1

0114

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0157

0089

國立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

一、政治部に關係する指令の數

G. H. Q. MEMORANDA (March - June, 1948)		
Month	Sec in Charge	Number
March	PP	37
	PK	147
	PE	5
	PM (1)	41
	PM (2)	46
	Other division	93
April	PP	39
	PK	101
	PE	6
	PM (1)	59
	PM (2)	38
	Other division	59
May	PP	35
	PK	178
	PE	39
	PM (1)	61
	PM (2)	37
	Other division	90
June	PP	21
	PK	101
	PE	5
	PM (1)	59
	PM (2)	27
	Other division	89

備考  
PP 政治課  
PK 治安課  
PE 文教課  
PM (1) 陸軍  
PM (2) 海軍

(1) 右表に見る如く指令の數若干減少して来た  
PM (PK) 主管のもとで PK (PM) の側面援助を要するもののが數ある。  
管理部主管で PM の援助を要するもののが少數ある。  
PK 主管の件は國際裁判に因する証人出頭要求の件である。  
尚此之外、アドバイント（イン）止が相當あるが表には含めてない。  
(2) 他部主管と一計上 1 もりは全部へ専門配布せざるより  
指すので他部主管の全部を記す。

0116

(二) 公務從事下通の者を公職から除みて三件  
 一月四日解雇總司長部ある求て復合議會にて二月二十七日新友邦為  
 号令閣令内務省令ナニモ別定セズ小右。第一ア其の適用の為以閣に資  
 審査委員會が設置され、二月末衆議院議員選舉立候補者大半ベヨモカの資  
 格事前審査小了初づれ太。六月末日本國務大臣總務閣門會以下總務閣  
 勅任官の資格审查會終ヘたが日下新令總理總務部に於ケイ右の總務閣總務課  
 中である。テウ一毛宣職(さんじゆくは)、毛宣職(さんじゆくは)、毛體慶慶  
 ハ該當する毛の二共に今後官公職に就くことが出来ばハ之旨附隨一元正  
 聖誕制憲を設ケタ。現行所轄事務之を報告セラニシ。一其の現狀を示す  
 本件和閣才毛指令別表の項の旨總務閣門會毛印ナリ。

-2-

（三）或種の政治的、政黨的、総社、協會及其の他團体の廢止の件  
 一月四日附標記指令の實施に關し、六月十二日GPOより日本政府水對一  
 國指令を政治團体以外の終焉の文北的團体に適用する事に付左の通り指示  
 下すと考へた。現在二点に基づく措置して貰ふ事。

（一）指令第一項に該當する二點分明一た團体は公使等の性質の拘うず直  
 ハ該指令第一項に該當する二點分明一た團体は公使等の性質の拘うず直  
 ハ該指令第一項に該當する二點分明一た團体は公使等の性質の拘うず直

（二）審査の結果指令第三項に該當するに認爲されたものに付左の事項有  
 人地を總括する主な條件として該指令第五項に觸れるや在  
 ることを考へる。

0117

四、議会の審議経過の報告状況

(一) 第九十議会の審議経過の報告状況  
ニ等水二員参照によりも一層速ト之を行ふことが要求された。之に基き、  
司令部より間に法律案並に法規案は原則として閣議決定の翌日その  
審議経過の報告下審議の行はるに提出すること  
英支提出するに於て等を主た内容とする報告手順を決定し期つて報  
告を行つて居る。特に審議経過の報告に關しては議院内に連絡官を常駐せ  
しより之に當ることとした。

尚不の報告手順に定められイ居る事項の他にも、司令部の要求に應じ随事  
該会に與する諸般の報告を行つて居る。重要防衛令、内閣及省令の報告(就務  
報告書=三水二員参照)は昭和二十一年四月四日より英支官報が施行され  
ることとなつたので同月以降停止して居る。

4-

五年金及恩給に関する件

-5-

元軍人等に対する年金等の施設上に对于の措置について前号に於て報告の通り  
厚生年金法と元軍人に対する適用を行うことに付いては、主に聯合軍總司令部より  
解説され、之を懇請し爾後幾次に折衝の結果その詮解に基き新聞にも  
その要旨を掲表し方案の実施準備を進めてゐたところ、五月三十日附聯合  
軍總司令部の指令により、左の取扱の実施は許可され旨指令された。

本の急要に、厚生省に於ては、左の適用を義理死者、傷痍病者の遺族及高  
年令者にのみ限定実施することに付聯合軍總司令部の承認を求めてゐるが  
諸般の事情からして其の実現は困難のものと如くである。

六 放棄用物資に関する件

放棄用物資に関する件は四月二十六日、五月十一日附、五月十五日附の聯合  
軍總司令部 覚書によつて、その保管於て仰既方法の不適當なること、

必要な報告の未提出並に報告の不完全なることを指摘された。

右に内一トは五月十九日附、被済用物資の現在数量の一并調査を実施し保管品目を確定する外保管庫藏地の掌施、確定たる報告の提出、必要な許可、その他諸手続の嚴守等に関する厚生省に於ける各都廳府県と協力、指令違反の様万全を期することとしてゐる。

七、進駐軍による爆破作業及びこれに類する事項に及り危害を受けた者に対する賠償に關する件

標記の件に付つては別項（聯合軍の不法行為による邦人被害の賠償問題）に記載されてある内容にて、五月三十一日閣議決定に至つた。其の後厚生省を中心とした終戦後中央事務局復舊部、大蔵省、内務省等関係各省間に於て具体的実施方針に一致協議決定した。その詳細は地方長官に対する七月三日附厚生省発社第ハ六号厚生、太蔵、兩次官通牒並に省発社第ハ七号

- 6 -

厚生省社会局長通牒で發照されたが本件該当事者があつた場合には市町村長をして調査し、要援護者の氏名、統領、被害の程度、必要な援護の種類等を記載した調査書を作成、被害状況報告書を添附して當該市町村長より所管地方長官地方長官進駐軍のための経費の支出算出たゞとはは地方長官は更に之を地方政府終戦後衛生長へ援護を申請されることになつてゐる。

### 八、有毒飲料・食物等取締に関する件

進駐軍の御令トは日本連國總司令部の指令に應じ有毒飲食物等取締令を制定し、当地乍らつたが云る四月九日附聯合國總司令部の指令に基き厚生省が該令を公布、六月十九日附勅令井ニ立号 六月二十一日附該令小字ニハセモ之を制定して次の諸点に付改正した。

（ノ）アルコール度数一ミリグラム以下のものに対する本勅令

を適用せぬこと。

0119

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(二) メチルアルコール(含量一立方呎半)、ニミツリラム以上一ミリグラム以下のものは燐又は海苔に半の倉庫を明示してモルタルを貼付せしも可。  
 (三) その他の有毒薬品に對する指針は一應同上追加は行はねど予定である。

(四) 本件違反者中過失に至る者に対する同一も命令第4條並立條の罰を免れぬる。

## 九、上水道の衛生に関する件

九州地方の上水道に投入すべき薬素(又は漂白粉)の量は該地方陸軍軍政部よりセド、ド、ドとすべき旨の指示があつたが左に現在の衛生的財政上並に薬素等の生産状況其の他の事情より実施困難なる旨、久留米地方事務局より本局に申入がありたるに以て、鹿児島總督より攝政の建議或は薬素が約一万至二、四千、ド、ドに有る。薬素等を投入する上は支障なきことに決定し、其の旨原省より廿月十六日備考第二八三号木造の衛生上問題する件、通牒に氣り地主長生に達した。

尚本件に付き、左通牒に示す點を異方の指揮が認めた事室にて而つて、  
又は、其の都度原省に通報する處要が記してある。

## 十、號書「刑事司法権の行使の實施」勅令第311号の制

-9-

(一) 我が國の刑事司法権が云る二月十九日附「最高法院官署書」による  
指令「刑事司法権の行使」に左へて重く不動の限られたことは、前号で  
報告した通りであるが、その後この指令の実施について過般、更に重く不  
要成る程、遂にやゝ少く宣言を受けて、本局に開する緊急命令に基き、勅令第311号稱合國占領軍の三級目的に有害な行為に対する  
處罰等に関する勅令の制定を下すところ  
 (二) 千月十九日附指定を蒙るとして、同日當局では此の遺憾不適宜を期し、  
委細GHQ側と折衝を許す上での諒解を得て、勅令第311号を制定  
天正五月十五日公布し下すとする。その細則の件相付。

RA'-0157

0094

(イ) わが方の裁判所が至つた事件で現行事件がわが裁判所に繫属しないものについては現行刑事訴訟法の規定に拘らずつゞき旗軍は公訴を取消し其の事件を裁判所から離脱せしめることが出来ずやうにした事。

(ロ) わが方の刑務所長が聯合國軍占領裁判所の指定する所へその刑務所へ其を要旨とするもので、右指令に掲げられた一定行為につてはわが方の裁判権が停止され、左の条は別に立法を要するとの見解ある、之を規定しなかつたのである。

(三) 終るに右勅令公布直後、同月十七日に至り G H Q 側では右勅令の内容だけは不満足であるとしてこれを改正するべくして、右勅令の改正案勅令並三二号の原案を示し、口頭にて正急速に公布実施すべき旨の要求をして来た。その改正案の要旨とするところは、(イ) 指令によて日本側が裁判権を喪失した事につけては旗軍の公訴提起があつたこと。

(四) 占領目的に有害な行為については旗軍が公訴を提起する義務があり、そして、占領目的に有害な行為とは、聯合軍司令官の指令を以てその行為を禁ずるため下発する各軍團師團の司令官の命令及之を実施するため其參謀部於て大諸將令に違反する行為である。

(五) 本勅令に違反したものは、又は、占領区域内有罪の行為を下本官に於ては懲役十年以下又は罰金七萬五千円以下、精神性にては兩者を併科する。

(六) 本勅令は既に新軍團の範囲乃至義務の法規が別段規定があるものに付しは適用されない。

0121

即ち同案は、  
 (1) 上領目的に有害な行為をされたモルト村一族事が起訴猶豫處分に  
 付する三を許さざる結果が現行刑事訴訟の根本に反する所に、  
 國民に之り奇體たるものである處が本件。

(2) がモ右の開闢行為が具体的の内容は、新倉軍側の指揮により定まつて、  
 あり、結局有効がたゞ方に実質的トガ法制の一許を構成する事になる。  
 (3) 罰則が極めて相等的過酷的イ國民が前と自己の行為の違法なり  
 や止むに至り判断に差へて、  
 等の趣上未だ定めず。

(4) 三利害の當局の公使級にあたるG.H.母側と折衝を遂げ、本案を提  
 示したるに至つた。G.H.母側の意圖を理解めたる二つ、其の内が下記、  
 ひ從事TPが指令違反者を撃滅して、日本側へ引渡した際、日本側  
 では罰則ノ判決が大いふうと、小理由で高額訴を拒絶した事例が有  
 が今後は二つを並べて示すに一

-13-

-12-

(5) 上項目的にては、實行行為について裁判は出来ず又日本側に裁判させ  
 ように一下さい。

とつて極めて故意的で既に、必ずしもひやうとが判つた。六月十二日  
 裁判官の不正裁定不正不正原示通りの前令第32号が公布され来る  
 エトナカ日が、宣示されることになつたのである。

(6) 本命令は、日本側と一了はれ罰則的性モルト村の運用如何によ  
 つては、國民に之て極めて極めて奇陥な事と考へおそれがある所にて、司法當局は  
 これを實行命令を期1、六月十九日全國涉外tribunal同を開いて詳  
 細検討を終り、又、六月十八日開議で、本命令実施に伴ひ新倉軍  
 最高司令官の指令等を國民に周知徹查せらる指揮下開いた件を承  
 之した。

在地議決定の結果、當事務局は、指令原文及譯文を官報に登載  
 すと共に、其の要旨をラウオ、新聞等に於け、國民に傳達する責を  
 擔ふるに於たが、各地方事務局、陸海軍軍、軍團、師團各司令官の  
 指令を同様措置する事に於た。

RA' -0157

0096

本勅令の實施に伴ひ、各地方事務局として、右の措置を要される  
ばかりでなく、指令が英文であるところから、彼我の間に解釋上の  
見解の相異を來す所も予測に難く、その商現地當  
局間に若干のトラブルなどを保し難いところから、今後益々  
その有効適切なる活躍が期待される次第である。

0122

-14-

RA'-0157

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0123

### 十一. 民間武器回収問題

民間所有武器の回収に関するは、依然細目につき疑義を有するまゝ推移し未だが、この最終的解決をはかるべく五月十六日横濱に於てオハ軍憲兵隊司令部、G、H、Q、代表者と日本側内務司法文部各省及び終連々各係官分會合し懇談會を開き、隔覗なき意見の交換をなし左の諸点に之意見が一致した。

- (一) 日本政府は武器所有禁止の勅令を公布すること
- (二) 民間に所有を許可すべき刀劍については日本側の提示した標準即ち(イ)國宝又は重要美術品の指定をされたもの又は専門家によりこれ等と同等の價值ありと認められたもの。(ロ)各時代の有名刀工の作にたるもの又は無銘なるも専門家により特に美術的價值ありと認められたもの。(ハ)家宝

-15-

又は美術的價值ある者に對し記念品についてこれを認められること

- (三) 美術、對象たる刀劍については日本政府の選定せる専門家の鑑定を受けこれは鑑定人の署名及び憲兵隊司令官の副署名ある鑑定書をあたへること。

-16-

右鑑定書を有する者に對し地方長官は保護許可證をあたへること。  
以上協議事項につきG、H、Qより更めて日本政府宛承認レターを送され  
れを確認すると共に聯合軍出先各機関に對し周知方取はかられることとす  
請せる結果、これを該處セラモ以て近く実現されると思はれる。

一方日本政府に於ては以上の経緯に基き、六月三日附勅令第300号を以て  
司銃砲等所持禁止令(六月十七日附内務省令)を公布し、民間武器の最終的  
回収をはかると共に美術の対象たる刀劍の鑑定による専門家を全国に派し

八九を行ふ様準備中である。

## 十二 捜査局の没収及報告問題

總司令部は四月十九日附を以て日本政府の没収及報告に關する指令を発した。其の内容は一九三七年七月七日以降日本軍占領地域より掠奪した物件を調査し政府に於てこれを没収すると共に其の詳細を報告すべきことを命じたものである。本指令の目的は日本軍隊が被占領地各国より掠奪局の調査及返還の要求が總司令部にもたらされ又將來これが増加することを予想せらるる事案に鑑み乍らこれが準備にそなへんとするものと思われる。

右指令は基て政府に於ては(一)日本政府の所有物については直接終戦連絡中央事務局に於てとりまとめ(二)公<sup>共</sup>團体民間団体及個人については内務省に於て地方長官を通じて報告せしむる。二つの方針をより五月九日附内務省令第二十五號を公布した。

仍在掠奪局にして現在これを日本政府に於て又は民間會社等に於て緊急の用に使用中のものはこれを沒収されることは非常に困ることとなる。引續き使用を許可し没収を留保せられた旨總屬<sup>熱心</sup>司令部側に於てこれを諒承しからる物件の記録を提出すべき旨指令あり。且下検討中の模様である。

又没収すべき掠奪品は東京大阪、福岡、札幌等數箇所に集中する計画の下に目下保管場所を選定中である。

## 十三 機甲軍將兵による邦人被害の賠償問題

(一) 本件についてはその後も引續き當事務局に於てGHQ側と折衝中であるが未だに解決を終るに至らず依然GHQ側の回答を聽取してゐる状態である。

この間進駐の長ぐぐ下つれて二種の被害者も相常敷にウボリテ陳情している。

0124

RA' -0157

8:00

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0125

中央地方とも、<sup>20</sup> う處理に悩んでゐる次第であつて當事務局としても急遽  
なる解決を切望して居るが何分にも本件はGHQ側より意図下より決せられることあるから、<sup>21</sup> 何の回答も待つよりほかに途かた。

(二) もとよりGHQ側としても本件を相當重視し日下本国政府との關係方面と折衝をするのである模様で反対するとこによれば第八軍には管下將兵に對して、この種の賠償を個人的に支拂ふことを禁する旨の訓令を出すと共に一木横浜の司令部内に Claim Office を設置し被害邦人の賠償請求を受理してゐる由である。

然れどこれとてもただちに賠償金を支拂ふといふのはなく、本件にて日本政府との間の折衝が解消されたときに備へてあるものとすれば、了がけづれにもせよGHQ側がかかる積極的な動きを示せてゐることは了解

次の遠からざるを思はせるものがある。

(三) 本件についての各地方事務局などからの報告によるところ地方によつては現地軍側から被害者に對し見舞金を贈り医療を加へる等の措置にてある例も、ちく又積極的に現地軍から第八軍司令部に對して本件の急速なる解決方を要望してゐるものもある。

かかる事例は結局現地軍の態度いかんによることであらうが、又各地方事務局の努力にも貢献したこと大であつて思はれるが、各地方事務局においても、一應二つの種の現地解決を日途として一層努力せられることを期待する。

(四) 本件の解決が延引し、然て被害者中には窮状真に放置するを許さぬものもあるので、政府としては本件賠償問題とは別途に、こゝ被害者を應急救濟を行つことになり去る五月三十一日厚生省主導のもとに印進駐軍による爆

0126

破作業及これに類する事故に因り危害を受けた者に對する援護に関する件  
の閣議決定をなし國庫の負擔にあひて被害者の医療及見舞金の給付  
などを行ふことより近く実施されることになつた。

ニテ実施により被害者に対する應急の援護が期待される次第である。

#### 十四 社寺国有境内地に關する件

新憲法草案第八十五條は政教分離の原則から國有財産を宗教團体の便宜に供する事を一般に禁止してゐるが現在の社寺国有境内地、社寺保管林等の制度は當然此の原則に適應せしむる必要があるので政府は昭和十四年法律第十七号（寺院に無償貸与してある国有境内地を境内地審査委員会の審議にかけた上無償復興又は賃價の半額による拂下げを認めたもの）を寺院第十八号（寺院に無償貸与してある国有境内地を境内地審査委員会の審議にかけた上無償復興又は賃價の半額による拂下げを認めたもの）を寺院

9月から神社にも適用する様改正し一方社寺保管林制度を廃止することに

-21-

より此の際國家と宗教との關係を全面的に清算せん方針をとる旨般令

-22-

#### 十五 公葬等に關する件

市町村其の他が功勞者戦没將兵等に対して行ふ公葬及公忠靈塔の建設、慰靈祭等に關し現地よりの要請に基き司令部と折衝せらるゝが現在迄に略

略大綱は確定したが尚細目に付若干打合せを要す所長あり之が確定次第直

に訓令並みの見込である。

#### 十六 神官神職賃給に關する件

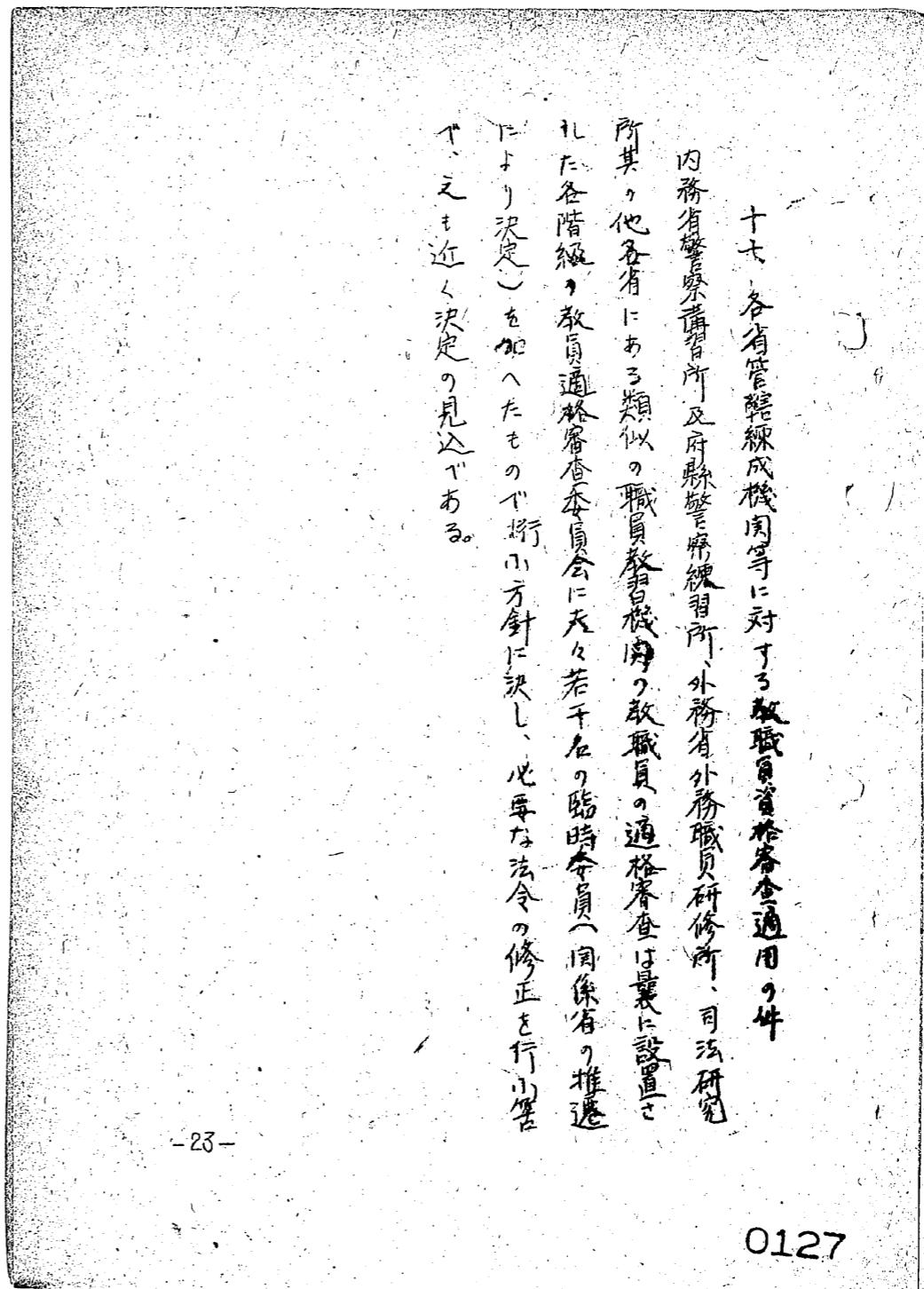
昨年十二月十五日の指令により官吏たるの資格喪失した神官神職の恩給權については尚明瞭でない是多く之が早急の解決を計るため關係當局の連絡を計り次で取急々司令部側との折衝を移す所。

0102

RA'-0157

0103

0127



内務省警察講習所、及府縣警察練習所、外務省外務職員研修所、司法研究所  
所其の他各省にあり類似の職員教育機関の教職員の適格審査は裏に設置され  
た各階級、教員適格審査委員会に大々若干名の臨時委員へ同様の推選  
により決定)を加へたもので行。小方針に決し、必要な法令の修正を行ふ筈  
で、又も近く決定の見込である。

十八 復員廳の設置

0128

(一) 昭和二十一年六月十五日を以て西復員省を廃止し、新に復員廳(第一復員局、第二復員局)として発足し復員業務を繼續することとなつた。

（二）地方世話部は、復員省廃止と共に海軍地方人事部と合体の上内務省管轄に移し、地方長官の下に從来同様の仕事を繼續することとなつた。

然るに地方世話部は、從來聯合軍側から軍再建地下工作、中核機関の嫌疑等が付与され金錢の押収、廳舎の占據等全般的に事故が絶えぬ。

此機関は軍隊のない今日、軍隊に代つて復員者の受入並、諸論契の精算、生死不明者死亡券の確認、全滅部隊の状況の探求、殘存部隊

-24-

將兵の安置、遺骨遺留品の受發等に関する留守宅との連絡業務を実施してゐるまゝで既して軍再建工作等を企図してゐるものではない。

之等の業務は甚だ複雑多岐で從来から經緯をよく承知して居る軍関係者以外では到底実施し得なり爲に復員軍人か復員の人都々を口うてるものや決して他意あるものではない。

地方世話部の内務省管轄に伴ひ以上より実情を述べ今後の支援を願ひする次第である。

RA'-0157

0104

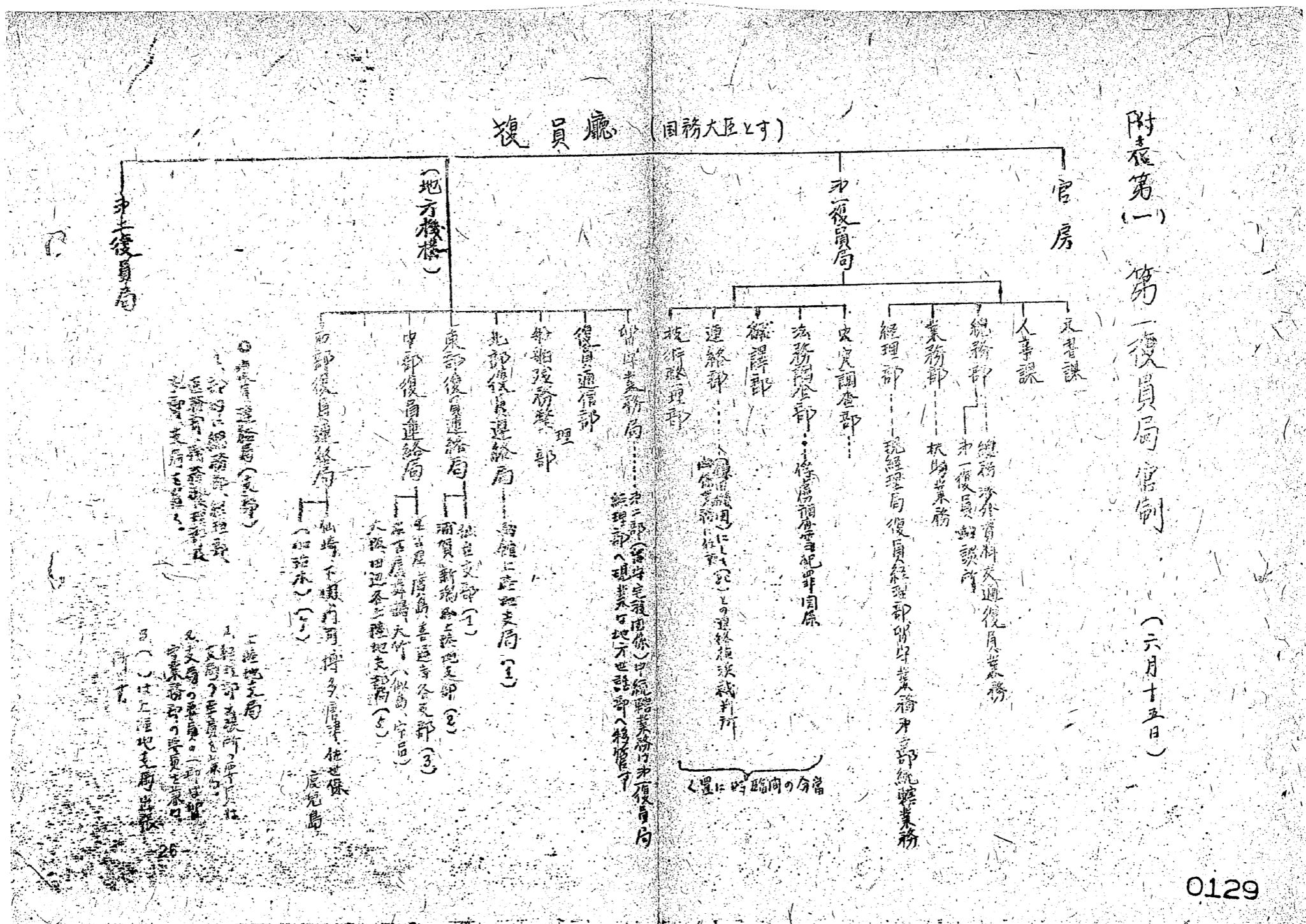
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



**RA' -0157**

0.00

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

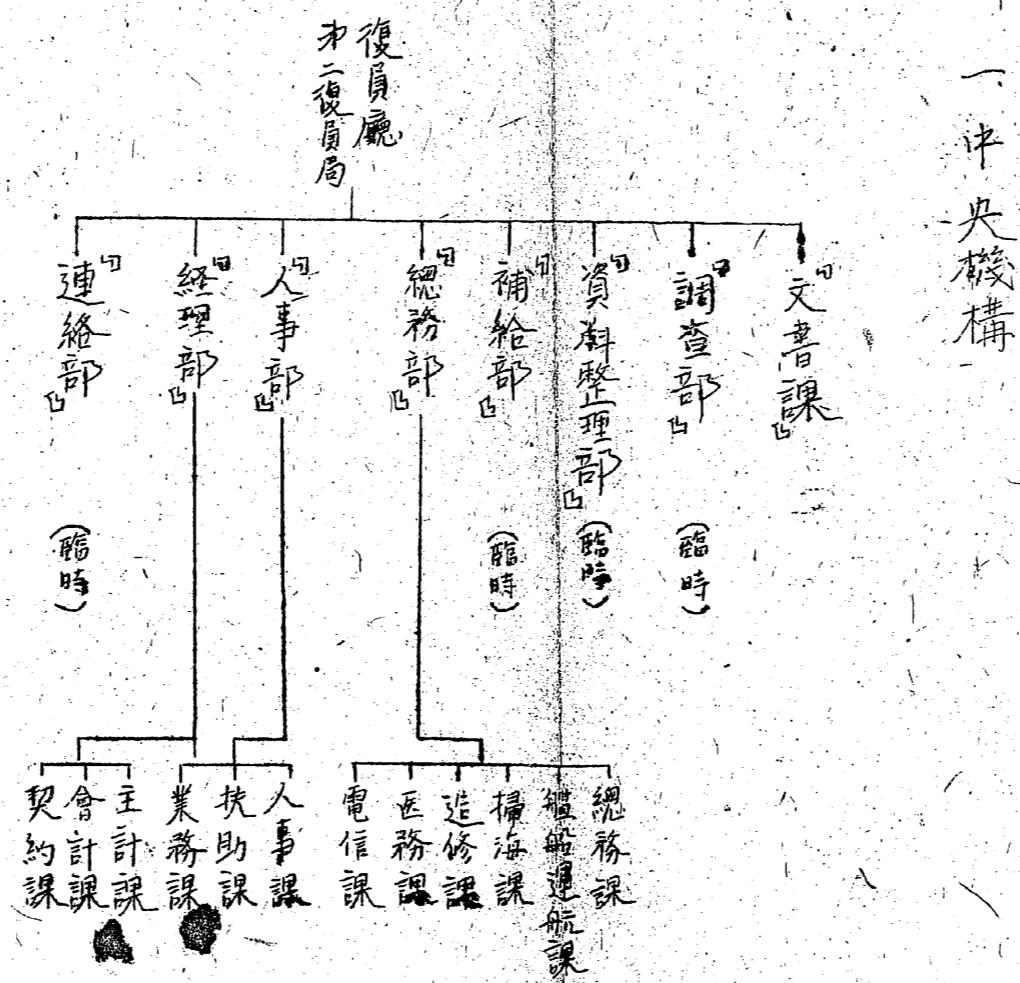
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

附表 第(二)

第二復員局官制

(六月十五日)

0130



RA'-0157

8106

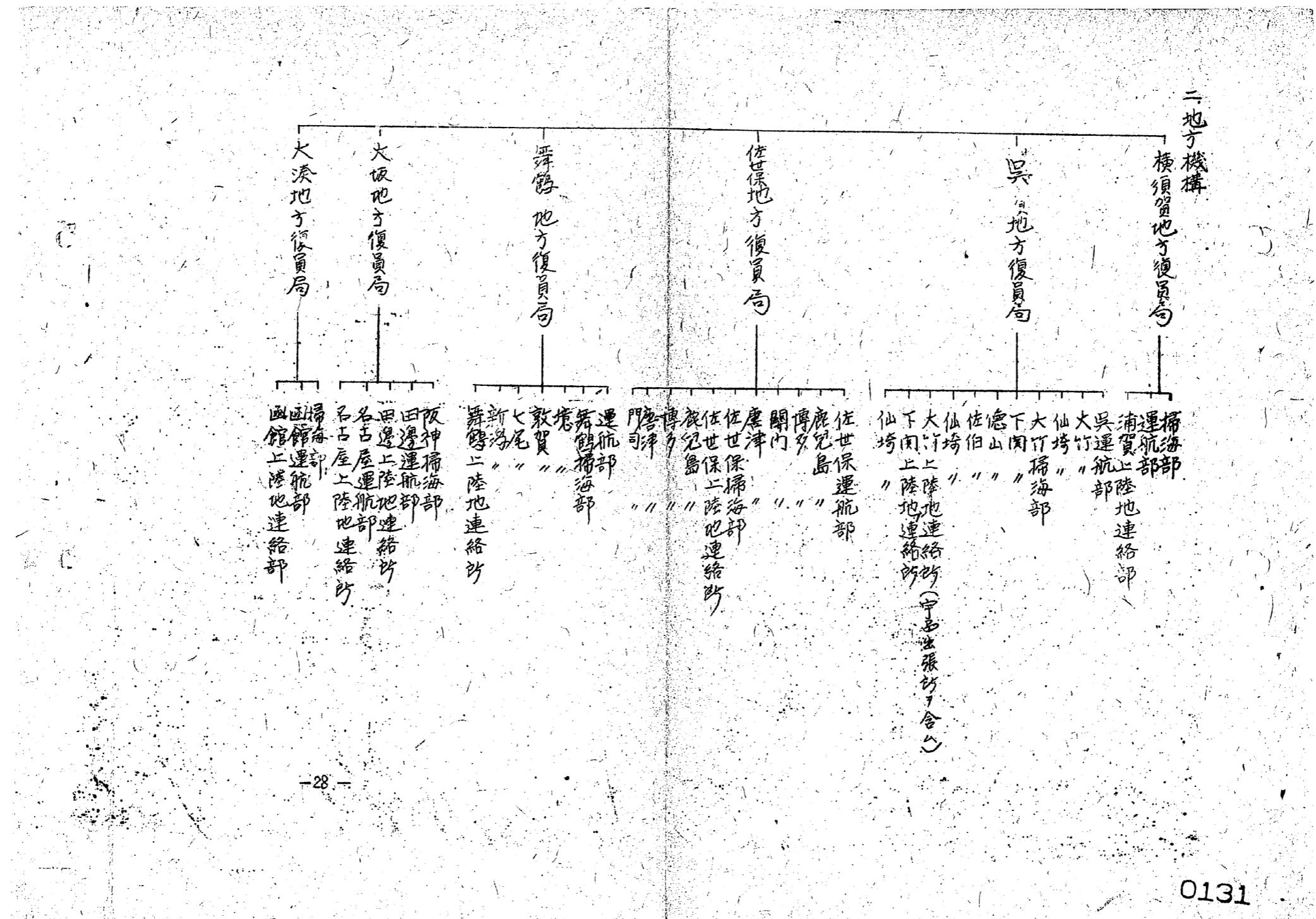
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0157

0107

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

## 十九 傷員狀況

## (一) 梶况

在外部隊の引揚は前報以来米國リハティ型船一。・・・・・LST八隻、貨物  
反引揚業勢関係者各部の努力により最初の予想以上に進歩し、將軍占領  
地域(滿洲の中の梶や長春以北の地域、樺太、千島及北鮮)を除き大半は本  
年八月一杯まで終了する目途が立つに至つた。但し、滿洲に關しては現在  
中國国民党勢力下に在る梶や長春以南の地域の一般在留邦人等の引揚が  
本年五月初以来開始され極めて順調に行はれ、本年十月には大体終了する  
もとのと思はれるが、之が終戦時<sup>終戦</sup>の見通しは各種の事情により困難である。尚  
終戦時瀋州に在つて陸海軍部隊の引揚は現在迄全く行はれ居らず、之が  
消息及び引揚に關してはソ聯側より何等の通知に接していない。

又聯合軍の抑留者(囚虜者、労務者、戰犯関係者等)として残留せりものと

「これまでの引揚は八月以降主に引継ぎ部令鈔に行はれては本年一杯を以て  
概ね完了するものと予想されてゐる」

聯合軍最高司令部内本業勢担当者の引揚予想に關する六月十八日附談によ  
小日本軍占領地域に残つてゐる日本抑留者を送還に關しては目下米軍司令  
部にて討議中英軍占領地域に在る要引揚者は英軍所要の残留者約一〇万を  
除き八月十五日迄に引揚を完了し、一万九千は八月十五日以降出来るだ  
け速に送還され其の他は本年一杯中に送還の予定尚ソ聯軍占領地域の引  
揚に關する不明なりとあることである。

(二) 外地部隊引揚及殘留員數	
陸軍	三三〇万
海軍	三八万
計	三六八万
	一九一万
	五二萬
	一七七万



華中		朝鮮		地域		(四) 地域別艦船狀況		其 他		輪 船 院 送 船		海防艦	
L	八	S	八	T	八	艦	船	一	三	一	六	三	一
三	二	一	二	一	二	艦	船	四	五	二	八	四	五
一	二	一	二	一	二	艦	船	五	六	三	八	四	〇
三	五	一	九	一	九	收容能力	現在	九	七	二	八	〇	〇
一	一	〇	〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇

(四) 地域別艦種

一	二	三	四	五
一	六	三	。	一
一	四	。	。	一
一	三	五	。	一
二	一	。	。	二
二	二	。	。	二
二	三	。	。	二
二	四	。	。	二
二	五	。	。	二
二	六	。	。	二
二	七	。	。	二
二	八	。	。	二
二	九	。	。	二
二	十	。	。	二
一	十一	。	。	一
一	十二	。	。	一
一	十三	。	。	一
一	十四	。	。	一
一	十五	。	。	一
一	十六	。	。	一
一	十七	。	。	一
一	十八	。	。	一
一	十九	。	。	一
一	二十	。	。	一
一	二十一	。	。	一
一	二十二	。	。	一
一	二十三	。	。	一
一	二十四	。	。	一
一	二十五	。	。	一
一	二十六	。	。	一
一	二十七	。	。	一
一	二十八	。	。	一
一	二十九	。	。	一
一	三十	。	。	一
一	三十一	。	。	一
一	三十二	。	。	一
一	三十三	。	。	一
一	三十四	。	。	一
一	三十五	。	。	一
一	三十六	。	。	一
一	三十七	。	。	一
一	三十八	。	。	一
一	三十九	。	。	一
一	四十	。	。	一
一	四十一	。	。	一
一	四十二	。	。	一
一	四十三	。	。	一
一	四十四	。	。	一
一	四十五	。	。	一
一	四十六	。	。	一
一	四十七	。	。	一
一	四十八	。	。	一
一	四十九	。	。	一
一	五十	。	。	一
一	五十一	。	。	一
一	五十二	。	。	一
一	五十三	。	。	一
一	五十四	。	。	一
一	五十五	。	。	一
一	五十六	。	。	一
一	五十七	。	。	一
一	五十八	。	。	一
一	五十九	。	。	一
一	六十	。	。	一
一	六十一	。	。	一
一	六十二	。	。	一
一	六十三	。	。	一
一	六十四	。	。	一
一	六十五	。	。	一
一	六十六	。	。	一
一	六十七	。	。	一
一	六十八	。	。	一
一	六十九	。	。	一
一	七十	。	。	一
一	七十一	。	。	一
一	七十二	。	。	一
一	七十三	。	。	一
一	七十四	。	。	一
一	七十五	。	。	一
一	七十六	。	。	一
一	七十七	。	。	一
一	七十八	。	。	一
一	七十九	。	。	一
一	八十	。	。	一
一	八十一	。	。	一
一	八十二	。	。	一
一	八十三	。	。	一
一	八十四	。	。	一
一	八十五	。	。	一
一	八十六	。	。	一
一	八十七	。	。	一
一	八十八	。	。	一
一	八十九	。	。	一
一	九十	。	。	一
一	九十一	。	。	一
一	九十二	。	。	一
一	九十三	。	。	一
一	九十四	。	。	一
一	九十五	。	。	一
一	九十六	。	。	一
一	九十七	。	。	一
一	九十八	。	。	一
一	九十九	。	。	一
一	一百	。	。	一

五  
八

船種	隻數	噸數(萬噸)	收容能力(百人)
八行型	一〇〇	七〇	三五〇
S型	八五	二一	一〇〇
三五型	一三五	三三及排水量	九六
四五型	三六五	一二九	八九
日本商船	三六五	一二〇万總噸	六三七
討		二三万排水量	
艦艇			
日本商船			
引揚輸送に從事中の船艇			

18

- 34 -

**RA' -0157**

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



0136

下関・門司・徳山・佐伯・瀬戸内海を貫通する主航路 三野航路  
二隻の該航船は徳山に於て作業中で他二隻は下関港の作業を開始すべく整備中である。

二つの該航便隊は下関港で作業中のうちが電纜の故障が起りて修理中である。他の一部の掃海船艇は日本各方面の在る各港の掃海を實施中である。  
新潟・八尾・敦賀・舞鶴・端島・萩。

掃海すへ本場所にて最初計畫一モ港及水路は合計六九個所に上るが其の内掃海完了したのは一六個所であり各港は船舶の出入が可能である。

古屋・名古屋・日進・大坂・神戸・宇品・吳・大竹・博多・唐津・仙崎  
新潟・水戸(新潟)  
名古屋・他(大阪)に復り起算一モ。

(三) 繫維機雷に付て掃海は東京・横浜・浦賀・神奈川(呪島・津島)・名垣島・宮

古島・福岡・福井等の各港で実施する様足である  
九月頃之が終了し、繫維雷の掃海は合計一モ三〇個所である。

繫維機雷敷合計三五二六九個所にて逐一巡回掃海終了した区域には三二〇〇

個が敷設してあることを知る。ハセシトガ機雷艇二艘と云ふことである。

(四) 掃海に從事中の給油船は次の通りである。

五〇噸以上

一〇〇・一五〇噸

小船艇

汽船(二〇噸半前)

汽船

士官

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(六) 終戦以来掃海艦艇にて掃海中触雷により被った損害は次の通り

沈没	海防艦	一隻	駆逐特務艇	五隻	大發	三隻	漁船	七隻
大破	掃海艇	一隻	駆潜特務艇	一隻				
中破	海防艦	一隻	駆潜特務艇	八隻	漁船	二隻		
死	八一石	重輕傷者	一九一名					

(七) これを要するに聯合國側の指令未遂には掃海員の確保、掃海艦艇の修理、掃海具の修繕等は特に重要な作業であつて現意局に鑑み何れも困難であるので國家と一々手真剣に考慮し対策を講ずる事が肝要である。

## 二十一 宣傳用出版物の押収問題

陸軍司令部に於ては戦争中日本に於て出版された宣傳用出版物の押収に関する規定上へ亘り亘って指令して来たが、圖1此小辯封内務省文

-40-

部省並にC.I.S.O.に於てHQと種々打合せを為し、蒐集に萬遺憾を

きたるゝ。

斯ニ三月十七日附第一回聞見書第四項記載の図書館に於ける書籍に対する押収の如きの實例に對するては、總司令部より答へて日本戦時中の貢献及び意味を念へて各圖書館は一冊保存、他を押収するが如き好意表示した。今日迄全国各府縣に亘る押収出版物総数は三四七八冊に及ぶ。

北支那版約は一呂ペル化すると云ふが之に對するては別に指示がある事になつて居ま。

RA' -0157

0113

RA'-0157

The document consists of two tables, 註1 and 註2, each with columns for the days of the month (八, 七, 六, 五, 四, 三, 二) and a final column for the first payment (費第一回). The tables also include a header row with dates (七月一日, 六月三十日, 五月十七日, 四月十五日, 三月廿七日, 二月十六日, 一月六日) and a total row (計).

**Table 註1:**

	八	七	六	五	四	三	二	費第一回	
計	七月一日	六月三十日	五月十七日	四月十五日	三月廿七日	二月十六日	一月六日	指 令 日 附	
九	七	五	一	一	一	四	二	四	版押 物收 信 不 類

**Table 註2:**

	七	六	五	四	三	二	一	費第一回	
計	七月一日	六月三十日	五月十七日	四月十五日	三月廿七日	二月十六日	一月六日	司 令 部 報 告 日 附	
三	四	七	八	一	一	二	三	四	印 物收 出 量 版

-41-

0138

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0114

二二 聯合軍人に依る不法行為

去年十二月、一九九件、今年一月、二八人の件數増えて行つた。この種行為も二月以降は激減し、二月、一四一件、三月、一六件、四月、一三件、五月、一四六三件となつた。その原因は必ず明確ではないが、總司令部側の努力と、M.P.の積極的な活動に因るべく多くのものがあるは勿論である。英は武

示の防禦措置、適切及國民の周到なる態度にもよるものであらう。

然し乍らかかる減少にも拘らず、三月以降微弱ながら増加を示して居る。五月初に入つて強暴事件が前月の約二倍、六八件に達して居る事實等はこの種事件の前途心地とも樂觀を許さないものである。

暴力犯、或ひは進駐軍物資不法所持、爆破取調の口実を以て騙取する奸犯、不<sup>-42-</sup>暴力犯等は、或は武昌乃至暴力を以て被虐者の反抗を抑壓するといった

事件の前途心地とも樂觀を許さないものである。

過往人鮮亡華人等と連絡の上所犯に出づる等の悪質犯も次第に散見せられ

一般に悪質巧妙犯しつゝあると見るに、これが下さりやう。特に警官所携の拳銃<sup>-43-</sup>、強奪事件が全國的に発生するつあることは、被害者毎の通報を考へるとぞ一  
寒心に耐へないものがある。

當事務局では、G.H.Q.に對し毎月各府縣廳より報告に基き一覽表を作成し、之を提出すると共に、重大事件又は特異事件については事件発生の都度、  
の概要を報告して、その注意を喚起し、防犯措置を準備して居るが、G.H.Q.は之を重視し、所犯發生防止に積極性を示し、現地M.P.と犯人搜撫に熱意を示し、軍裁判所に於ても、五月一九暴虐、強制管内に發生した強奪事件の犯人二人に、  
訴し人々終身懲役の判決を下し、等の如き依然峻烈な態度を以て臨み、以て  
暴犯の絶滅を期して居る。

各地方事務局は、より關係各方面と連絡を密め、此の強奪犯防護の急務に、  
合掌當局及至る警察當局に對し、一段の努力を傾けられたい。

0139

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA' -0157

0115

0140

RA' -0157

三 聯合軍に対する邦人の不法行為

この種事件の刑事裁判権が聯合軍に帰収された結果、四月二十九日二件、五月三十一六九件の数字を示して居り且、その犯情も一時の出来心よりする食糧局等の「竊盜」といった軽微なものか大半で農資糞大字犯罪は殆んどない。只例、マ元帥暗殺陰謀事件が未然に発露されたが未だ犯人が逮捕されず、至つて居ない。去る四月二十八日午後九時頃に発生した所謂蒲田事件とは政府として遺憾に堪へない。さうであるが、G.H.Q.に對して先遣艦の意を表した次第である。

蒲田事件(公)は蒲田区内に頻々として米兵の不法行為事件が発生するの下現場附近の所員が自衛隊をつゝく夜警を行つたが偶々事件當日來合せた米兵二名を犯人と誤認し本筋を以て之を殴打したといふ事件。一方、聯合軍側の裁判の結果、數名の終身懲役刑を出したのである。

二の種邦人の不法行為に対する聯合軍側の裁判は極めて峻烈であつて犯人には裁判権なき今日に於ては只邦人側がかかる犯罪に出でざるやう關係各機関中には豫想を超へる重罰に始めて事の重大さに警悟するものもある。實情下に付いての戒心を尊重することに万全を期してゐる次第である。

0140

## 三 聯合軍に対する邦人の不法行為

この種事件の刑事裁判権が聯合軍に接収された結果概ね四月二十九日二件五  
月三一十九件の数字を示して居り且てその犯情も一時の出来心よりすち食  
糧局等の竊盜といった軽微なものか大半が悪質重大な犯罪は殆んどない。  
只例のマ元帥暗殺陰謀事件が未然に発露されたが未だ犯人が逮捕されると  
至つて居たばかり去る四月二十八日午後九時頃に發生した所謂蒲田事件と  
は政府として遺憾に堪へたりと云ふのである。G在日に對しても遺憾の意を  
表した次第である。

蒲田事件とは蒲田区内に頻々として米兵の不法行為事件が発生するの下現  
場附近の町会員が自衛団をつくり夜警を行つたが偶々事件當日來合せた米  
兵二名を犯人と誤認し木銃を以て之を殴打したこと事件であつた。聯合軍側  
の裁判の結果犯名う終身懲役刑を出したのである。

この種邦人の不法行為に對する聯合軍側の裁判は極めて峻烈であつて犯人  
片には想像を超へる重罰刑に始らず事の重大さに鑑慮するものもある実情下判  
決ある。

政府としてはこの種事犯絶滅の爲め万全の措置を講ずべきは勿論で我方によ  
り裁判席なき今日に於ては只邦人側がかかる犯罪に出でざるやう關係各機関  
を介しての戒心を喚起することに万全を期してゐる次第である。

0142

## 四、職員の追船廻査(件)

昭和二十年十月三十日附豊喜に奉りて  
本年五月六日關係令第百九  
號文既に一部は於てはその審査が開始せらる  
外務省官吏研修所鉄道放賃等の如き各自の官吏放資會於及上  
にて右法令の通じ國外三島の為司令部新街の結果ニ本ノ  
事務所へ適用表へさもうてあるとC.I.E.意見甚矣  
近々最篤的打合立候上必要な方法則的精直(昭和二十一年四月  
文部省令農林省令運輸省令各監視及外務二十二年文部省訓令第  
大号之改)關係各署訓令等の公布)不講セラ木子予定を有す  
在庫文部省各種委員会に看取て行はる事に見込めてあが  
尚算察請留所審察練習所開支C.I.S.意見は適用除外にあ  
るもウカ如く未だ解釈に至らず

## 二五、科學海外連絡會に關する件

全體科學部科學技術課長オフライエニ代表及同謀ケリ山博志の幹  
事に於て我が國科學界と統司令部との緊密なる連絡乞圖之大外  
科學者有志之文部省終速より協力にて「科學海外連絡會」が  
誕生した

本會の主業は科學研究事項研究進行並びに諸事情特各  
種之障礙を打開及複雜的活動力才策等の内外各關係公的  
機關と科學者等の間の連絡及溝通有致即ち正義為兩  
者を抱立つて世界平和の努力を爲す所

乞う組織は全國之地区に分けて各本部支部を置くこと  
を要す

## 二六 韓人に対する暴行事件

華人、台灣人に向けては、半の本國遷出者が減少した結果、違反件数も減少する。終し、華人に向けては我方の裁判权を喪失した結果、自由市場に於ける原糧、衣料等禁錮品の販売等の闇取引、華人軍人を襲ふ訴訟、日韓人を共謀する悪質形勢が各地に散見される。

韓人の不法行為は、半の後も依然減少せず、計つて、一月五一件、二月六八件、三月一一三件、四月二四七件、五月一三五件と漸増し、終戦以未だ月未迄の累計は、六、七九件、違反人負三〇、七七二人に達する。その違反凶器の主たるものの直傷主に対する不當要求一七件不正乘車一三四件、旅団隊員の越軌行動八七件、官公署に対する不正行動六四件、及びの国内治安を蒙る影響等は屢々上筆されがるもの。特にこれら

の取締に当たる警察官に対する暴行事件が自動車傷害の他に、有取締に伴ひ、左圖各地に生起して、あまことに、遺憾不堪入らへどこうであ

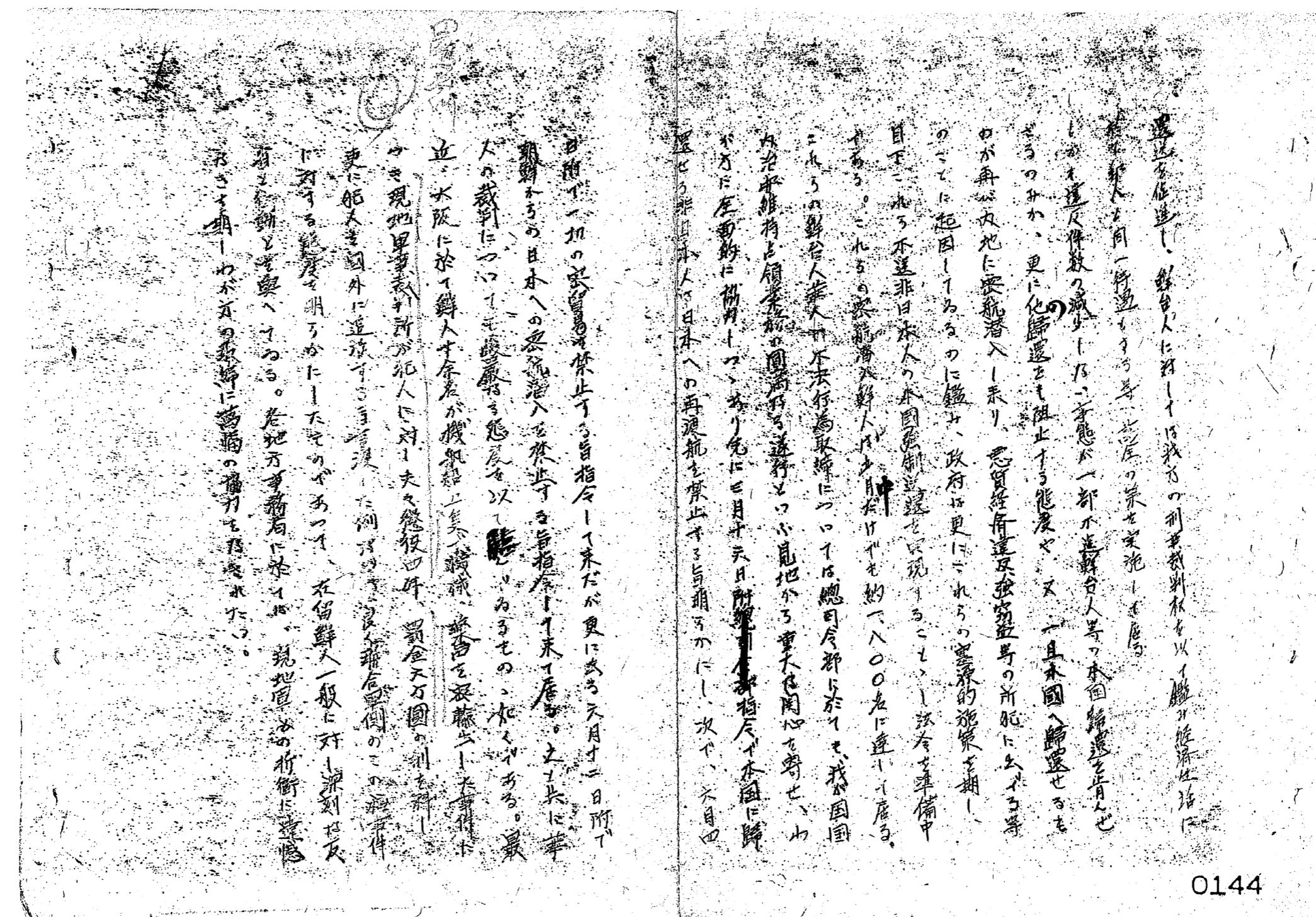
-49-

**當初** つて、例へば一月十三日の大阪警察官暴行事件に発生した事件の如く、梅田自由市場の一肴取締により、醉台湾人を之へる間商類十名が横暴を行ひ、左の二つ、所の韓華人百數丁名が大學生署を襲撃して、被檢舉者の奪還を企て、警官の大乱闘を演じて、警官十數名に重輕傷を負へた事件の発生を計りに至つてゐる。尚これらは首領が情を知らざる新兵軍人同行し、邦人商人等を脅迫して、多額の財物を奪取する等の事件が散見されてゐる。且つて

當初放局於十二日、財務省、司法省と交渉の上、これらの国内強盗を収束する事大半件の至異事件での部屋合併にて通報して、これが鎮壓につ

て新兵軍側の協力を要請せらるゝが一方、前記報告通り、これらは本國

0144



RA' -0157

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan